

令和4年度新宿御苑西休憩所改修工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工 事 名：令和4年度新宿御苑西休憩所改修工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11
3. 工 期：令和5年1月20日（金）まで
4. 工事内容：室内化工、電気設備改修工、機械設備改修工、撤去工、仮設工
※詳細は、別紙設計図のとおり。

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。

III 適用基準等

- ・公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省）
- ・建築工事安全施工技術指針（平成27年度）（国土交通省）
- ・写真管理基準（案）（平成30年、国土交通省）
- ・工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）

IV 特記事項

1. 新宿御苑について

- ・新宿御苑の休園日は、毎週月曜日である（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く））。また、開園時間及び閉園時間は次表のとおりである。

	開園時間	閉園
10/1～3/14	9:00-16:00	16:30
3/15～9/30 下記期間を除く	9:00-17:30	18:00
7/1～8/20	9:00-18:30	19:00

※新宿御苑の管理運営上の都合により表と異なる場合があるため、新宿御苑ホームページも参照すること。

http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/2_guide/guide.html

2. 施工条件

- ・作業時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。休日（土曜、日曜及び祝祭日）の作業は、原則、認めない。
- ・施工上やむを得ない理由があり、上記以外の時間に作業を行う必要があるときは、予め新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。なお、休日の作業については、承認を得た上で、前日までに現場代理人の押印のある休日作業願（様式）も提出すること。

- ・本体工事に着手する前に、地質状況や関連する周囲を含め現況等を確認すること。工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。
- ・工事にあたっては、別紙「新宿御苑内工事作業心得要領」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・作業員の新宿御苑への出入りは管理門より通行すること。
- ・作業にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・園内への車両の乗り入れは、4 tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）及び正門については大型車（10 t）の乗り入れは可能である。
- ・園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行を厳守すること。
- ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時、工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・開園中に、一般利用エリアにおいて、やむを得ず重機での作業や資材搬入等の利用者に危険が伴う作業を行うとき又は園路の通行止め等の新宿御苑の供用に影響する作業を要するときは、予め環境省担当官に電子メール等で計画（必要に応じ、利用者の安全対策を含む）を提出し、確認を受けること。なお、開園中に利用者に危険が伴う作業を行う場合は、必ず現場に交通誘導員を配置すること。
- ・工事に伴う騒音、通行止め等について、公園利用者、住民等へ必要に応じ事前にポスティングや掲示等により周知を図るとともに、問合せ及び苦情に対応すること。
- ・園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、環境省担当官に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。
- ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、環境省担当官に協議すること。
- ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

3. 一般共通事項

以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

- ☑ (1) 工事完成図のサイズは（□ A1、☑ A3、□ A4）とする。
- ☑ (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（☑ 必要、□ 不要）とする。
- ☑ (3) 工事写真は、（☑ A4 版、□ 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- ☑ (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、E x c e l ファイルで作成し、提出する。

- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (6) 監督職員と協議のうえ情報共有システムを利用し、工事施工にかかる手続き、文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行うほか、以下に留意すること。
 - ①情報共有システムの機能要件は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.3)」を満たすこと。
 - ②受注者は、本工事で使用する情報共有システムを監督職員との協議により選定し承諾を得ること。
 - ③情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとし、契約締結後は、契約を証する写しを監督職員に提出するものとする。
 - ④発注者側の利用者は、総括監督員、主任監督員、本省担当者の3名である。
 - ⑤その他の要件は監督職員の指示による。
- ☑(7) 本工事は、4週8休以上の現場閉所に取り組む「現場閉所による週休2日制適用工事(発注者指定型)」の試行工事である。受注者は、以下に従うものとする。

【週休2日の考え方】

- ①現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること(年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。)
- ②現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
- ③4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ④現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ⑤現場閉所による週休2日の対象外とする期間： 無
- ⑥契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約を行う際は、設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- ⑦やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

【総合工事工程表の作成】

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確

保等、下記の条件を適切に考慮する。

- ①建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ②建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- ③施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ④降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

【工事工程の共有】

- ①試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ②円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- ③工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- ④工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

以上